

傷病手当金・出産手当金 支給額の算出について

1 平成28年4月から傷病手当金・出産手当金の支給額の算出方法が変わっています。

平成28年3月までは、傷病手当金及び出産手当金（以下「傷病手当金等」という。）の支給額は、支給日における「標準報酬月額」をもとに算出していました。平成28年4からは、法律改正に伴い「支給開始日の属する月以前直近の継続した12カ月間の標準報酬月額の平均額」をもとに算出します。（支給開始日とは、実際に傷病手当金等の「支給を始める日」です。）

計算式

$$\text{支給開始日の属する月以前直近の継続した12カ月間の標準報酬月額の平均} \div 30 \times \frac{2}{3}$$

例1 支給開始日が4月10日で直近の継続する標準報酬月額が12カ月ある場合

	平成27年						平成28年						4/10
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
標準報酬月額 (千円)	280	280	280	280	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	

- 計算式
- ①直近の継続した12カ月の標準報酬月額の平均額
 $(280 \text{ 千円} \times 4 \text{ カ月} + 300 \text{ 千円} \times 8 \text{ カ月}) \div 12 \text{ カ月} = 293,333.333 \text{ 円}$
 - ②平均した標準報酬月額から日額を算出
 $293,333.333 \text{ 円} \div 30 \text{ 日} = 9,780 \text{ 円}$ (10円未満四捨五入)
 - ③日額の2/3の額が支給日額
 $9,780 \text{ 円} \times 2/3 = 6,520 \text{ 円}$ (1円未満四捨五入)

2 支給開始日の属する月以前の直近の継続した標準報酬月額が12カ月未満の場合は、次の①か②のいずれか少ない額をもとに算出します。

- ①支給開始日以前直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額
- ②支給開始月の属する年度の前年度9月30日における当組合全被保険者の平均標準報酬月額

例2 支給開始日が4月10日で資格取得日が11月1日のため直近の標準報酬月額が12カ月ない場合

- ①支給開始日以前直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額
- ②支給開始月の属する年度の前年度9月30日における当組合全被保険者の平均標準報酬月額

	平成28年						前年度当組合
	11/1	12月	1月	2月	3月	4月	平均標準報酬月額
① 標準報酬月額 (千円)	440	440	440	440	440	440	標準報酬月額 (千円)
	6	5	4	3	2	1	340

- 計算式 ① $(440 \text{ 千円} \times 6 \text{ カ月}) \div 6 \text{ カ月} \div 30 \text{ 日} = 14,670 \text{ 円}$ > ② $340 \text{ 千円} \div 30 \text{ 日} = 11,330 \text{ 円}$

①と②を比べていずれか少ない額によって算出することになり、②の11,330円×2/3=7,553円が支給日額になります。 ※端数処理は例1と同じ

